

会長声明

裁判員制度の開始にあたって

本日、裁判員制度がスタートしました。

裁判員制度は、市民の皆さんの多様な経験に基づく常識を裁判に生かし、市民が納得のいく裁判を実現しようとする制度です。裁判員は法廷で直接、証人の証言やその他の証拠を見聞きし、被告人が有罪か無罪か、また有罪の場合には刑の内容（量刑）をどうするか評議して決定します。

このように、裁判員制度は司法への市民参加を実現するきわめて重要な制度です。

重大犯罪について判決する裁判員の職責は重く、裁判員の皆さんにご負担をおかけすることから、できれば裁判員となることを避けたいとの声もあることは承知しております。しかし、市民に参加していただいている検察審査会が有意義であると評価されていることからしても、市民が司法に参加する裁判員制度は必ずや理解され、定着するものと確信しています。

私たちは、体験型の弁護士研修等の専門講座の実施、法曹三者の実施する模擬裁判への参加など、弁護士研修に積極的に取り組み、裁判員の皆さんにわかりやすく説得力のある法廷弁護活動を行うように努力します。

また、裁判員制度の実施状況を検証し、裁判員の守秘義務の軽減など市民が裁判員として参加しやすい制度の改善に取り組みます。さらに、取調べ全過程の録画など被疑者・被告人の権利が保障された刑事手続きの実現に向けて努力します。

私たちは、裁判員制度の開始にあたり、裁判員裁判の適正な運用に万全を期すとともに刑事司法の改革に引き続き努める決意です。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

2009（平成21）年5月21日
東京弁護士会会長 山岸憲司

足利事件に関する会長声明

2009（平成21）年6月4日、足利事件再審請求人の菅家利和氏が、実に17年ぶりに釈放された。東京高等検察庁が、DNA再鑑定の結果、無罪の蓋然性が高い旨の意見書を東京高等裁判所に提出したことを受けて、刑の執行停止が指揮されたことによるものである。

DNA再鑑定で不一致という結果であり、冤罪が証明されたというべきである。当会は、本件について裁判所が速やかに再審開始決定をし、冤罪に苦しんだ菅家氏に無罪判決をすることを強く希望する。

足利事件は、菅家氏は取調べにおいて、不確実な技術だったDNA鑑定の結果を突きつけられ、虚偽の自白を強要された。

自白強要による取調べという捜査手法を取った警察、検察はもとより、一審から上告審に至るまで自白の任意性、信用性を認めた裁判所の責任も重大である。

当会は、このような虚偽自白による冤罪を防止するためには、取調べ全過程を録画することが必要であることを繰り返し表明してきたが、今回の結果は、そのことを一層浮き彫りにすることになった。さらに、このような悲劇を繰り返すことのないよう、取調べ全過程の録画実現に向けて、引き続き最大限の努力をする所存である。

2009（平成21）年6月5日
東京弁護士会会長 山岸憲司

消費者庁関連法の成立に対する会長声明

本年5月29日、消費者庁関連3法（「消費者庁及び消費者委員会設置法」、「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」及び「消費者安全法」）が成立し、6月4日には消費者庁・消費者委員会設立準備会が設置された。

複雑多様化する我が国の消費者被害に対しては、迅速な被害救済とともに、予防と再発の防止策が極めて重要であるところ、従来、関係省庁は産業振興・育成を主として組織され、またいわゆる「縦割り行政」のために隙間の被害は放置されるなど、その対応は極めて不十分なものであった。これに対し、日本弁護士連合会は1989年の人権擁護大会において消費者行政新組織の設立を提言して以来一貫してその実現を求めてきた。当会においても、最近では、2008年5月27日、消費者が主役となる消費者のための消費者行政新組織の実現を求める会長声明を発表し、本年2月3日には、各党派の議員を招聘して東京三弁護士会の共催によるシンポジウムを開催し、国会が一致協力して実効性のある新組織を設立されることを求めた。また、各地の弁護士会、消費者関連団体も、消費者行政新組織

の実現に向けて、地道な活動を続けてきたところである。

今回設立が決まった新組織は、まさに消費者の利益の擁護及び増進を目的とするものと明記され、また、法案成立の過程では、多様な意見が反映されて、消費者行政の司令塔としての消費者庁とその監視機能を持つ消費者委員会とが独立しつつ協力して職務にあたるという体制が整えられており、各方面の英知が結集した成果として高く評価するものである。

当会は、一日も早く新組織が発足することを希望するとともに、附則において今後の検討課題とされた地方消費者行政に対する支援、適格消費者団体に対する支援及び不当な収益のはく奪・被害者救済制度の創設、附帯決議のあった消費者教育の推進、消費者事故情報の集約・公表等についても、早期に実現されることを強く要望する。また、新組織が当初の目的に沿って有効に機能するために、監視をし、あるいは積極的に意見を述べるなど、引き続き全力で取り組む所存である。

2009（平成21）年6月8日
東京弁護士会会長 山岸憲司